

聴覚障がい者が運転できる車種の拡大

平成24年4月1日の道路交通法改正により、聴覚障がい者の方が運転できる車種が拡大されました。

聴覚障がい者（両耳の聴力（補聴器装着を含む）が10メートルの距離で、90デシベルの音が聞こえない方）が運転できる車両は、

- 聴覚障害者標識を表示してワイドミラー（特定後写鏡）を装着した普通乗用自動車に限られていましたが、
- 聴覚障害者標識を表示して左右のサイドミラーに補助ミラーを装着した普通貨物車
- 聴覚障害者標識を表示せず、ワイドミラーや補助ミラーを装着していない二輪車及び小型特殊車も運転できるようになります。

聴覚障がい者が運転できる車種の拡大

運転できる自動車などの種類

自動車などの種類	現在	拡大後
普通自動車	乗用車	●※
	貨物車	×
原動機付自転車	×	●
小型特殊自動車	×	●
大型自動二輪車	×	●
普通自動二輪車	×	●

※ 聴覚障害者標識の表示と特定後写鏡を取り付けることを条件とします。

聴覚障害者標識の表示

普通乗用車の他、普通貨物自動車を運転する時は、聴覚障害者標識の表示が必要です。
 （原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは不要）



普通自動車への特定後写鏡の取付け

普通自動車の後方と運転席と反対側の斜め後方の交通の状況を確認することができる特定後写鏡の例

普通乗用車に取り付けた従来の特定後写鏡（ワイドミラー）の例



普通貨物車に取り付けた特定後写鏡（補助ミラー）の例



原動機付自転車等の運転者について

運転者の視界を妨げる車室を有しない原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは、直接目視により容易に斜め後方の交通の状況を確認することができるため特定後写鏡の取り付けは必要ありません。

お問い合わせ

熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター）

電話：096(233)0110(平日 8:30~17:15) F A X：096(233)2227

